

令和8年度散乱ごみ収集運搬業務委託 仕様書

1 業務名称

令和8年度散乱ごみ収集運搬業務

2 業務の目的

市内の主要な道路沿いに散乱したごみを収集し、あらかじめ指定する場所に搬入することで、環境美化の推進を図る。

3 履行期間

業務の実施期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

4 履行場所

市内の主要な道路沿いとする。(別紙「散乱ごみ収集運搬業務実施路線図」)
ただし、散乱ごみの状況によっては、発注者及び受注者の協議によって、この一部を変更することができるものとする。

5 契約の形態

実施日1日あたりの単価契約とする。

6 業務の内容、方法

業務の内容及び方法については、次のとおりとする。

(1) 収集の内容

受注者は、市内の主要な道路沿いに散乱したごみ(燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶及びあきびん等で、ごみステーション外のごみ全般とする。)を回収し、回収したごみを本市の分別区分に沿って分別するものとする。

また、「逗子市路上喫煙等の防止に関する条例」(平成28年10月1日施行)に基づき、業務の履行場所においてはたばこの吸い殻について特に留意し回収すること。

なお、回収した資源ごみ(ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶及びあきびん等)が汚損等によりリサイクルに適さない場合は、不燃物、可燃物に分けるものとする。

(2) 運搬の内容

受注者は、回収したごみを、発注者の指定する場所に搬入するものとする。

7 業務の回数及び時間

業務の回数及び時間については、次のとおりとする。

(1) 収集日及び収集回数

別紙「令和8年度散乱ごみ収集運搬業務実施予定表」のとおりとする。なお、発注者及び受注者の協議により予定日を変更することができる。また、荒天等やむを得ない事情により業務の実施が不可能となった場合、受注者はあらかじめ発注者に連絡のうえ、当該予定日を延期することができる。

(2) 収集運搬の時間

収集運搬を行う時間は、原則として午前8時30分から午後4時までとする。なお、環境クリーンセンターの受入時間は、午後4時までであることに留意する必要がある。

8 必要な資格等

原則として、逗子市一般廃棄物収集運搬業許可を有すること。

9 作業表、業務実施計画書、日誌及び報告書等の提出書類

受注者は、業務実施日、作業人数、回収したごみの量等を記載した報告書に写真(業務実施前及び完了後)を添付し、四半期ごとの業務終了後速やかに発注者に対して提出するものとする。

10 支払いの方法

受注者は、本業務の委託料を、前項による報告書と併せて、四半期ごとに請求書を発注者に提出することにより請求する。この時、受注者は契約単価により算定した金額に、消費税法の規定に基づく消費税及び地方消費税の額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

11 業務に要する経費の負担区分

収集運搬に使用する車両に係る経費及び分別に必要な物品その他の経費は、受注者の負担とする。ただし、本業務に係るごみであって、適正に分別されたものを環境クリーンセンターに搬入する限りにおいては、逗子市は、これを逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成6年3月1日条例第5号)第23条第1項第2号に基づく扱いとし、一般廃棄物の処理手数料を徴収しない。

12 その他必要な事項

- (1) 本業務上発生した事故等による損害(第三者に及ぼした損害を含む。)に係る賠償責任については、善意悪意の別並びに過失の有無及び範囲に関わらず、受注

者が負うものとする。

- (2) この仕様書は、業務の大要を示すものであり、当該仕様書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ適切な処置を講じるとともに、迅速かつ効率的な運用を図るものとする。

令和8年度散乱ごみ収集運搬業務 実施路線一覧

路線名称	内容
路線①	沼間トンネル ～ 逗葉新道入口交差点
路線②	池子トンネル ～ 湘南保育園前
路線③	池子駐在前交差点 ～ 東逗子踏切
路線④	久木中学校前 ～ 金沢踏切前 (JR逗子駅前ロータリー周辺を含む。)
路線⑤	市役所 ～ 海岸中央(銀座通り入口交差点周辺を含む。) 逗子・葉山駅入口交差点 ～ 東郷橋 久木郵便局前交差点 ～ 富士見橋(海岸道路を含む。)
路線⑥	桜山トンネル ～ 田越橋交差点 田越橋交差点 ～ 小浜(市町境界) 渚橋交差点 ～ 長柄トンネル(渚橋交差点下の通路を含む。)
路線⑦	久木ハイランドロータリー ～ 名越踏切 ～ 小坪・逗子・名越トンネル、新小坪・新逗子・新名越トンネル ～ 小坪港交差点 ～ 小坪海岸トンネル先(市境界) 小坪港交差点 ～ 小坪マリーナ先 (小坪マリーナ先のごみ回収を含む。)
路線⑧	逗子海岸周辺の路地(海岸地下道を含む。)

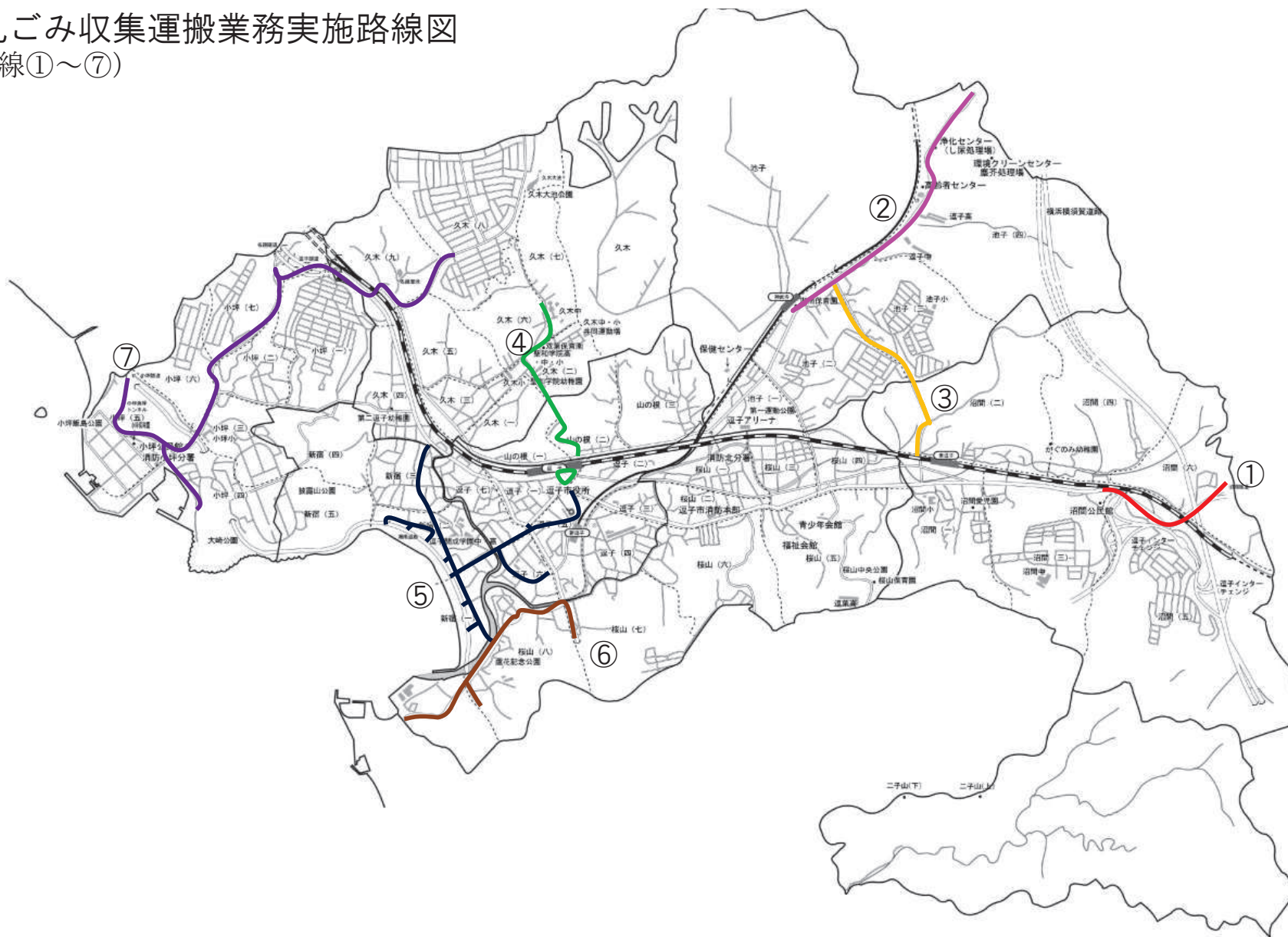
令和8年度 散乱ごみ収集運搬業務実施予定表

実施予定日						日数小計 (月別)	
令和8年	7月	3日 (金)	6日 (月)	10日 (金)	9日	20日	
		13日 (月)	17日 (金)	21日 (火)			
		24日 (金)	27日 (月)	31日 (金)			
	8月	3日 (月)	7日 (金)	10日 (月)	9日		
		14日 (金)	17日 (月)	21日 (金)			
		24日 (月)	28日 (金)	31日 (月)			
	9月	7日 (月)	24日 (木)		2日		
	10月	5日 (月)	19日 (月)		2日		
	11月	9日 (月)	24日 (火)		2日		
	12月	7日 (月)	24日 (木)		2日		
令和9年	1月	4日 (月)	18日 (月)		2日		
	2月	1日 (月)	15日 (月)		2日		
	3月	1日 (月)	23日 (火)		2日		
合計日数(年度計)						32日	

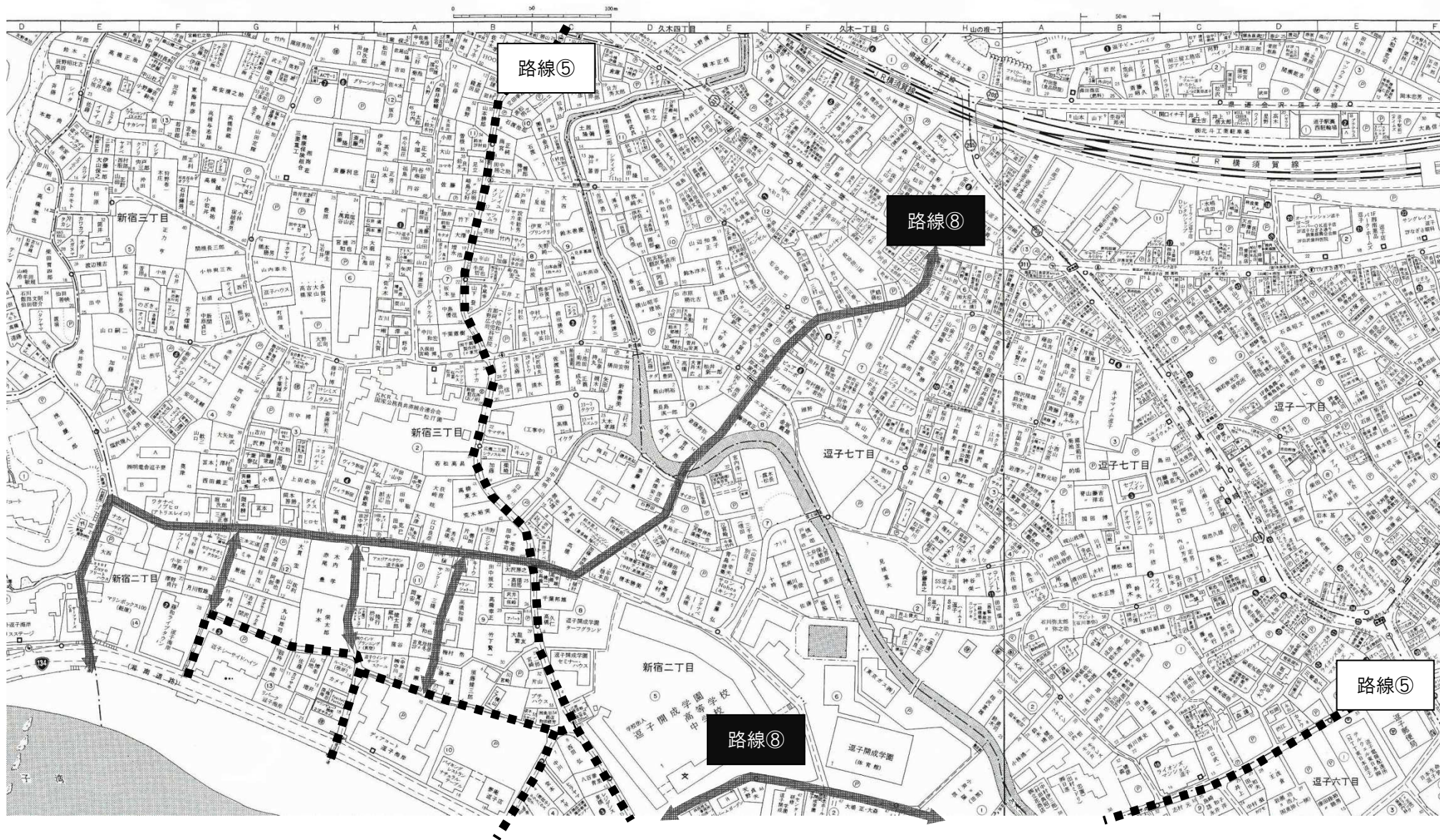
※ 特に指定のない予定日については、路線①～⑦の回収を行う

※ 7～8月は、路線①～⑦の回収に加え、路線⑧(海岸周辺の路地)の回収を行う。
(計18日)

散乱ごみ収集運搬業務実施路線図 (路線①～⑦)



散乱ごみ収集運搬業務実施路線図 (路線⑧ 1/2 北半)



散乱ごみ収集運搬業務実施路線図 (路線⑧ 2/2 南半)

